## 板橋区広告掲載要綱

(平成19年3月16日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、板橋区(区長部局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、 農業委員会及び議会をいう。以下「区」という。)の新たな財源確保及び地域経済の 活性化のために、区が有する資産について、その効用及び信頼性を損なうことなく広 告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載し、掲出すること(以下「広告掲載」 という。)に関し、必要な事項を総括的に定めるものとする。

(広告媒体の種類)

- 第2条 広告掲載を行う広告媒体は、次に掲げる区の資産のうち広告掲載が可能なものとする。
  - (1) 区の印刷物
  - (2) 区のホームページ
  - (3) 区の動産又は土地及び構造物等の不動産
  - (4) その他広告媒体として活用できる資産又は権利で区長が別に定めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、区は広告媒体の提供を受けることができる。
- 3 区は、広告媒体として活用可能なものについては、広告掲載に努めるものとする。 ただし、法令等を遵守し、区有財産の公共性や信用性を損なうことがないよう配慮 するものとする。

(広告の範囲)

- 第3条 別表に定める基準に該当する広告は、掲載しない。
- 2 前項に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に 関する個別の基準が必要な場合は、当該広告媒体を主管する部が、別に基準を定め る。

(規制業種又は事業者)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しない。
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第 122号)第2条に該当する業種又はこれに類似する業種
  - (2) 消費者金融
  - (3) たばこの製造販売
  - (4) ギャンブル(宝くじ、公営競技を除く。)に係るもの

- (5) 社会問題を起こしている業種又は事業
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律 第154号)による再生手続中又は更生手続中の事業者
- (7) 各種法令に違反しているもの
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) その他広告掲載の対象とすることが適当でない業種又は事業者
- 2 広告掲載後、広告主に前項各号に該当する事由が発生した場合又は判明した場合 は、当該広告媒体を所管する課は、必要に応じて第8条に定める審査会に意見を求 め、相当の対処をするものとする。

(広告の規格、掲載料等)

- 第5条 広告の規格、掲載位置、掲載料、掲載期間及び募集・申込方法その他掲載に 関し必要な事項は、当該広告媒体を主管する課及び関係する課において別途定める ものとする。ただし、この要綱の施行の際、既に制定されている媒体ごとの個別の 要綱等があるときは、当該要綱等によるものとする。
- 2 前項の規定により定める掲載料は、広告媒体の種類、数量及び作成経費、広告の 掲載位置、掲載期間及び規格並びに類似広告の市場価格等を勘案し、決定するもの とする。

(広告主の責任等)

- 第6条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。
- 2 原稿及び広告物の作成経費は、広告主が負うものとする。

(業務委託)

第7条 広告の募集、広告の作成等に関し、必要な場合は広告代理店等に業務委託することができる。

(審査機関)

- 第8条 広告掲載に関する様々な事項を審査し、広告制度の導入を推進するため、板 橋区広告審査会(以下「審査会」という。)を設置する。
- 2 審査会の委員は、次の職にある者をもって充てる。
- (1)総務部長
- (2) 総務部総務課長
- (3) 政策経営部経営改革推進課長
- (4) 政策経営部財政課長
- (5) 政策経営部広聴広報課長

- (6)総務部区政情報課長
- 3 審査会の委員長は、総務部長の職にある者、副委員長は、<u>総務部総務課長</u>の職に ある者をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を 代理する。

(審査依頼等)

- 第9条 広告媒体を主管する課及び関係する課は、広告掲載に関し疑義があるときは、 板橋区広告審査会審査依頼書(別記第1号様式)を審査会に提出し、意見を求めるこ とができる。
- 2 前条第2項の各委員は、広告掲載に関し提案があるときは、審査会に意見を求めることができる。
- 3 第1項に定める依頼書が提出された場合又は前項の提案があった場合において、 委員長が必要と認めたときは、会議を開催する。
- 4 審査会は、前項により会議を開催したときは、板橋区広告審査会審査結果通知書 (別記第2号様式)により当該広告媒体を主管する課及び関係する課に審査の結果を 通知する。

(会議)

- 第10条 審査会の会議は、委員長が招集する。
- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、主管課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶 務)

第11条 審査会の庶務は、総務部区政情報課において処理する。

(委任)

第12条 第3条第2項に定める基準は、所管する部長が、所管課長に委任することができる。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年3月16日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 19 年 12 月 27 日から施行する。 付 則

この要綱の一部改正は、平成23年8月23日から施行する。 付 則

この要綱の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。 付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。